# 雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

# 雇用保険の基本手当日額が変更になります ~平成 31 年 3 月 18 日から~

# 賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」<sup>\*1</sup>に基づいて「基本手当日額」<sup>\*2</sup>を算定しています。 賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の 増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更となる場合があります。対象になる方には、平成31年3月19日\*\*3以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

- ※1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。
- ※2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の 19 欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。
- ※3 雇用保険の基本手当の場合、各認定日に認定される期間については、前回の認定日から今回の認定日の前日までの支給となります。よって、3月18日に認定日を迎える方については、次回認定日より、今回の認定日(3月18日)から次回認定日の前日までの給付について、再計算された金額での支給となりますのでご留意ください。

## ◆年齢区分に応じた賃金日額·基本手当日額の<u>上限額</u>

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29 歳以下	13, 500	13, 510	6, 750	6, 755 (+5)
30~44 歳	14, 990	15, 010	7, 495	7,505 (+10)
45~59 歳	16, 500	16, 520	8, 250	8, 260 (+10)
60~64 歳	15, 740	15, 750	7, 083	7,087 (+4)

#### 【例】

29 歳で賃金日額が 14,000 円の人は、<u>上限額(13,510 円)が適用されますので、平成 31 年 3 月 18</u>日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,755 円となります。

#### ◆賃金日額・基本手当日額の下限額

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,984円になります。

※賃金日額・基本手当日額の下限額については、変更ありません。



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

## ○基本手当日額の計算方法

賃金日額(w円)	給付率	基本手当日額(y円)			
◆離職時の年齢が <b>29 歳以下</b> (※1)					
2,480 円以上 4,970 円未満	80%	1,984 円~3,975 円			
4,970 円以上 12,220 円以下	80%~50%	3,976 円~6,110 円 (※2)			
12,220 円超 13,510 円以下	50%	6,110 円~6,755 円			
13,510円(上限額)超	_	6,755円(上限額)			
◆離職時の年齢が 30~44 歳					
2,480 円以上 4,970 円未満	80%	1,984 円~3,975 円			
4,970 円以上 12,220 円以下	80% <b>~</b> 50%	3,976 円~6,110 円 (※2)			
12,220 円超 15,010 円以下	50%	6,110 円~7,505 円			
15,010円(上限額)超	_	7,505円(上限額)			
◆離職時の年齢が 45~59 歳	◆離職時の年齢が <b>45~59 歳</b>				
2,480 円以上 4,970 円未満	80%	1,984 円~3,975 円			
4,970 円以上 12,220 円以下	80%~50%	3,976 円~6,110 円 (※2)			
12,220 円超 16,520 円以下	50%	6,110 円~8,260 円			
16,520円(上限額)超	_	8,260円(上限額)			
◆離職時の年齢が <b>60~64 歳</b>					
2,480 円以上 4,970 円未満	80%	1,984 円~3,975 円			
4,970 円以上 10,990 円以下	80%~45%	3,976 円~4,945 円(※3)			
10,990 円超 15,750 円以下	45%	4,945 円~7,087 円			
15,750円(上限額)超	_	7,087円(上限額)			

- ※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。
- $2 y=0.8w-0.3\{(w-4,970)/7,250\}w$
- ※3 y=0.8w-0.35{(w-4,970)/6,020}w,y= 0.05w+4,396 のいずれか低い方の額

# 就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度手当)の算 定における上限額についても、下表の通り変更になります。

#### ◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後(前年度増減)(円)
59 歳以下	6, 105	6, 110 (+5)
60~64 歳	4, 941	4, 945 (+4)

## ◆就業手当の1日当たり支給額(基本手当日額の30%)の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後(前年度増減)(円)
59 歳以下	1, 831	1,833 (+2)
60~64 歳	1, 482	1,483 (+1)